

JPCA友の会設置運用規程

制定 平成27年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本電子回路工業会（以下「本工業会」という。）に、友の会を設置するとともに、友の会の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本工業会に「JPCA友の会」（以下「本会」という。）をおく。

(メンバー)

第3条 本会は、本工業会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人によって構成される。

2 前項のメンバーの内、学生の身分を有する者は、申し出により学生メンバーとなることができる。

(入会)

第4条 本会のメンバーになろうとするものは、別に定める入会申込書を事務局長に提出しなければいけない。事務局長は、入会の可否を会長と相談・決定し、その結果を申込者に通知する。

2 上記結果の通知をもってメンバーとなる。

(年会費)

第5条 メンバーは理事会の議決を得て定める会費を負担する。

(退会)

第6条 メンバーは、別に定める退会届を、事務局長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第7条 メンバーが次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該メンバーを除名することができる。

- (1) 本工業会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 暴力団、暴力団関係者、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員であることが明らかになったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(メンバー資格の喪失)

第8条 前2条の場合のほか、メンバーは次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該メンバーが死亡したとき

(権利)

第9条 メンバーは本工業会から、以下のサービスを含む理事会で了解を得たサービスを得ることができる。

- ・JPCA ショウへのVIP招待
- ・ホームページにおける会員サイト視聴
- ・JPCANEWS 無料購読(学生メンバーを除く)
- ・本工業会関連行事の案内

(会員証)

第10条 メンバーには会員証を交付する。

(理事会への報告)

第11条 事務局長は定期的に、本会の状況を理事会に報告する。

(事務担当)

第12条 本会に係る事務処理は、事務局長の指示を得て総務部で担当する。

2 本会に対するサービスについては事業部が担当する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、「規程管理規程」の定める手続きに従い行うものとする。

附 則 (平成27年7月1日)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。